

静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の制定について（通知）

平成元年1月31日 管第643号

最終改正 令和2年3月18日 建業第318号

静岡県請負契約制度検討委員会委員長副知事から
各部局長、教育長、警察本部長あて

建設工事における共同企業体の取扱いについては、近年、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等種々の弊害が生じてきたため、昭和62年8月の中央建設業審議会会長から「共同企業体の在り方について」の建議がなされたところである。

これを受けて、本県においては、請負契約制度検討委員会、同事務研究会の場で、建設工事における共同企業体の取扱いについて具体的な検討を進めた結果、別添のとおり「静岡県建設工事共同企業体取扱要綱」を制定し、平成元年3月1日より施行することとなったので通知します。

なお、「静岡県建設工事特別共同企業体取扱要領」（昭和55年10月20日付け管第377号）は廃止する。

（別添）

静岡県建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（共同企業体の方式）

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

（対象工事）

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とし、制限付き一般競争入札によるものとする。

- (1) 工事費がおおむね10億円以上のダム、橋梁、トンネル、堰、港湾、下水道等の土木工事
- (2) 工事費がおおむね20億円以上の建築工事
- (3) 工事費がおおむね5億円以上の設備工事

2 前項のほか、当該工事の工事費が前項の最低規模の2分の1を超え、かつ特殊な技術等を要する工事であって、特定建設工事共同企業体による効果的、円滑な共同施工が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

3 工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者又は3者とし、工事毎に定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された者の組合せであること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける発注工事は、格付等級による要件設定は行わないこと。
- (3) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (3) 上記のほか、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領（平成6年3月31日付け管第773号（以下「制限付き一般競争入札実施要領」という。））第5条に掲げる資格を満たす者であること。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。
- (2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第10条 対象工事は、当該工事を所管する部局長が、工事の規模、内容等を勘案して指定する。

(資格の公告)

第 11 条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、制限付き一般競争入札実施要領に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率、代表者要件
- (3) その他必要と認める事項
(資格の申請及び認定)

第 12 条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請は、制限付き一般競争入札実施要領第 9 条に基づく入札参加資格確認申請書に、共同企業体協定書（様式 1）の写しを添付して執行機関に提出することで、申請が行われたものとみなし、その執行機関の入札参加資格確認をもって入札参加資格を認定したものとみなす。

2 入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明等については、制限付き一般競争入札実施要領第 14 条の規定を準用する。

(存続期間)

第 13 条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後残務整理等に必要な期間として 3 か月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第 14 条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から 5 日以内に様式 2 の特定建設工事共同企業体編成表を契約担当者に提出するものとする。なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

第 3 章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第 15 条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第 16 条 構成員の数は、3 者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5 者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第 17 条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法第 2 条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
- (2) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第 18 条 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。
- (2) 原則として登録を申請する業種についても元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

(共同企業体協定書)

第 19 条 経常建設共同企業体協定書は、様式 3 によるものとする。

(出資比率)

第 20 条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第 21 条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登録)

第 22 条 経常建設共同企業体は、登録にあたって次の各号の規定に従わなければならない。

- (1) 一の企業が登録することができる経常建設共同企業体の数は、1 とするものとする。
- (2) 同一の工事業種において、経常建設共同企業体として登録する場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての登録は取り消すものとする。

附 則

改正 平成 7 年 8 月 25 日

改正 平成 11 年 6 月 30 日

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、平成元年 5 月 31 日までは、従前の例による。
- 3 この要綱の施行日前に共同企業体と請負契約を締結した工事で未完了のものについては、この要綱の施行日後においても、当該工事が完了するまでの間、当該工事について当該共同企業体を契約の相手方とすることができる。
- 4 第 3 条の工事で、知事が特に必要と認めるものについては、第 4 条の規定にかかわらず当分の間、次によることができるものとする。
 - (1) 第 3 条第 1 項第 2 号の最低規模以上 5 倍未満までのものについての構成員は、2 者以上 4 者までとする。
 - (2) 同号の最低規模の 5 倍以上のものについての構成員は、2 者以上 5 者までとする。
 - (3) 第 3 条第 1 項第 3 号の最低規模の 5 倍以上のものについての構成員は、2 者以上 4 者までとする。
- 5 前項の規定により 4 者又は 5 者とする場合の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 4 者の場合 15 パーセント以上
 - (2) 5 者の場合 12 パーセント以上

附 則

この改正は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日において、現に存する特定建設工事共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 9 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。